

令和元年度 第1回 赤穂海浜公園管理運営協議会

日 時:令和2年3月13日(金)14:30~16:30

場 所:赤穂海浜公園オートキャンプ場会議室

次 第

1 開会挨拶

2 委員紹介

3 赤穂海浜公園管理運営協議会について

(1) 設立趣旨 (資料1)

(2) 管理運営協議会開催要綱 (資料2)

(3) 会長選出

(4) 公開要領 (資料3)

4 議 事

(1) 赤穂海浜公園の現状と課題について (資料4, 資料5)

- ・赤穂海浜公園魅力アップ計画
- ・協議会で扱う検討事項案とスケジュール

(2) 検討課題にかかる取組みについて (資料6)

- ・「魅力アップ計画」アクションプランで提言された、地域や企業・団体、大学との連携強化の取組み

5 その他

- ・次回開催について

赤穂海浜公園管理運営協議会設立趣旨

赤穂海浜公園は、西播磨地域の広域的なレクリエーションの拠点として、昭和 62 年 7 月の開園以来、わくわくランドや、オートキャンプ場などを整備し、身近な生活環境にうるおいとやすらぎを与える公園として、年間約 50 万人の来園者を集め、県民に広く利用されている。

しかし、高齢化の進行や健康意識の高まりなど環境が変化する中、高齢者や未就園児が安心して使える施設や健康増進に資する施設の整備などのニーズに対応した取り組みが求められている。また一方で、「塩の国」など本公園独自の施設を活かした地域の活性化をもたらす公園づくりも求められている。

そこで、有識者、地域住民、関係機関等からなる検討会を平成 30 年 7 月から開催し、利用促進や集客増を図ることを目的に、既存施設の有効活用や新たな利用方法の提案を盛り込んだ「赤穂海浜公園魅力アップ計画」を平成 31 年 3 月に策定した。

「魅力アップ計画」の「アクションプラン」のひとつ「多様な主体との連携の仕組みづくり、場づくり」の取り組みとして、本公園の管理運営のあり方等を検討する協議会を設置するとしており、これを受けて本協議会を設置する。

<参 考>

これまでの赤穂海浜公園の参画と協働による管理運営の取り組みについて

県民とのパートナーシップによる県行政を推進するために平成15年4月に施行した「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づき、利用者の意見を聞きながら赤穂海浜公園の利用促進に向けた管理運営手法等を検討するため、平成16年度に協議会を設置し、これまで、下記のとおり参画と協働による管理運営を行ってきた。

- ・平成16年度 県民の参画と協働による公園の利活用の推進を目的に学識者、地域団体等からなる管理運営協議会を設置
- ・平成17年度 参画と協働の取組みを実践する住民活動グループ「赤穂海浜公園使い隊」を立上げ
- ・平成18年度末 「赤穂海浜公園使い隊」の体制整備や活動の定例化により、管理運営協議会の役割は終えたため協議会を解散
- ・平成19年度～ 「赤穂海浜公園使い隊」が手作りイベント等実施し、指定管理者がその活動を支援
- ・平成30年度末 「赤穂海浜公園使い隊」メンバーの高齢化により活動が困難となったため、「赤穂海浜公園使い隊」を解散

赤穂海浜公園管理運営協議会開催要綱

1 目 的

「赤穂海浜公園魅力アップ計画」のアクションプランの1つである「多様な主体との連携の仕組みづくり、場づくり」の取り組みとして、本公園の管理運営のあり方等について検討するため、有識者、地元住民、関係機関等からなる赤穂海浜公園管理運営協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 「魅力アップ計画」アクションプランの課題のうち、地域や企業・団体、大学等との連携の強化について。
- (2) 「魅力アップ計画」アクションプランの（1）以外の課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。
- (3) 「魅力アップ計画」で今後の検討課題と位置づけている課題のうち、協議会において検討が必要と認めたもの。
- (4) その他、協議会において検討が必要と認めたもの。

3 運 営

- (1) 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 協議会には、構成員の互選により会長をおく。
- (3) 協議会は、会長が招集する。
- (4) 構成員はやむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。
- (6) 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開とする。

4 任 期

- (1) 構成員の任期は令和4年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 構成員は再任されることができる。
- (3) 構成員がやむを得ない理由により任期の途中で辞任する場合、会長は欠員の対応について必要な調整を行う。

5 庶 務

協議会の庶務は、県立赤穂海浜公園管理事務所において処理する。

6 補 足

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

(別表)

赤穂海浜公園管理運営協議会構成員名簿

区分	所属等	氏名	備考
学識者	兵庫県立大学 教授 (人と自然の博物館)	赤澤 宏樹	公園マネジメント
	兵庫県立大学 准教授 (淡路景観園芸学校)	澤田 佳宏	自然環境
	関西福祉大学 准教授	山本 浩二	保健教育
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	亀井 義明	
	尾崎地区連合自治会 会長	目木 敏明	
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	子育て支援団体
	赤穂観光協会 事務局長	安田 哲	
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	
指定管理者	(公財) 兵庫県園芸・公園協会 総務部長	五明田 禎久	
行政機関 (赤穂市)	観光監	西浦 万次	
	教育委員会 教育次長	東南 武士	
行政機関 (兵庫県)	県土整備部まちづくり局公園緑地課 課長	黒田 正勝	
	西播磨県民局光都土木事務所 所長	八木下 徹	
(計 13名)			

赤穂海浜公園管理運営協議会公開要領

1 目的

この要領は、赤穂海浜公園管理運営協議会開催要綱 3（7）の規定に基づき、赤穂海浜公園管理運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開

会議は、原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、構成員の協議により公開しないとしたときは、この限りでない。

- ① 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合。
- ② 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合。

3 会議の開催の周知

- (1) 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。
- (2) 周知の内容は、会議の名称、日時、会場、傍聴手続その他必要な事項とする。

4 協議会の傍聴

- (1) 傍聴人の定員は、会場の適正人員を超えない範囲で一定の傍聴席を設け、より多くの傍聴が得られるよう定めるものとする。
- (2) 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻前までに、傍聴申出書（別紙様式）に所要事項を記入の上、申し出なければならない。
- (3) 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。
- (4) (2) の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、会議開始後も、定員に達するまで傍聴の上申を認める。
- (5) 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。
 - ① 構成員等、他の傍聴人に迷惑となるおそれのある物品を所持している者
 - ② 議事を妨害することを疑うに足りることが明らかな態度を示す者
- (6) 傍聴人は、次の各号を守らなければならない。
 - ① 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
 - ② みだりに傍聴席を離れないこと。
 - ③ その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (7) 傍聴人が (6) の規定に違反した場合、会長は退場を命じることができる。

5 議事録

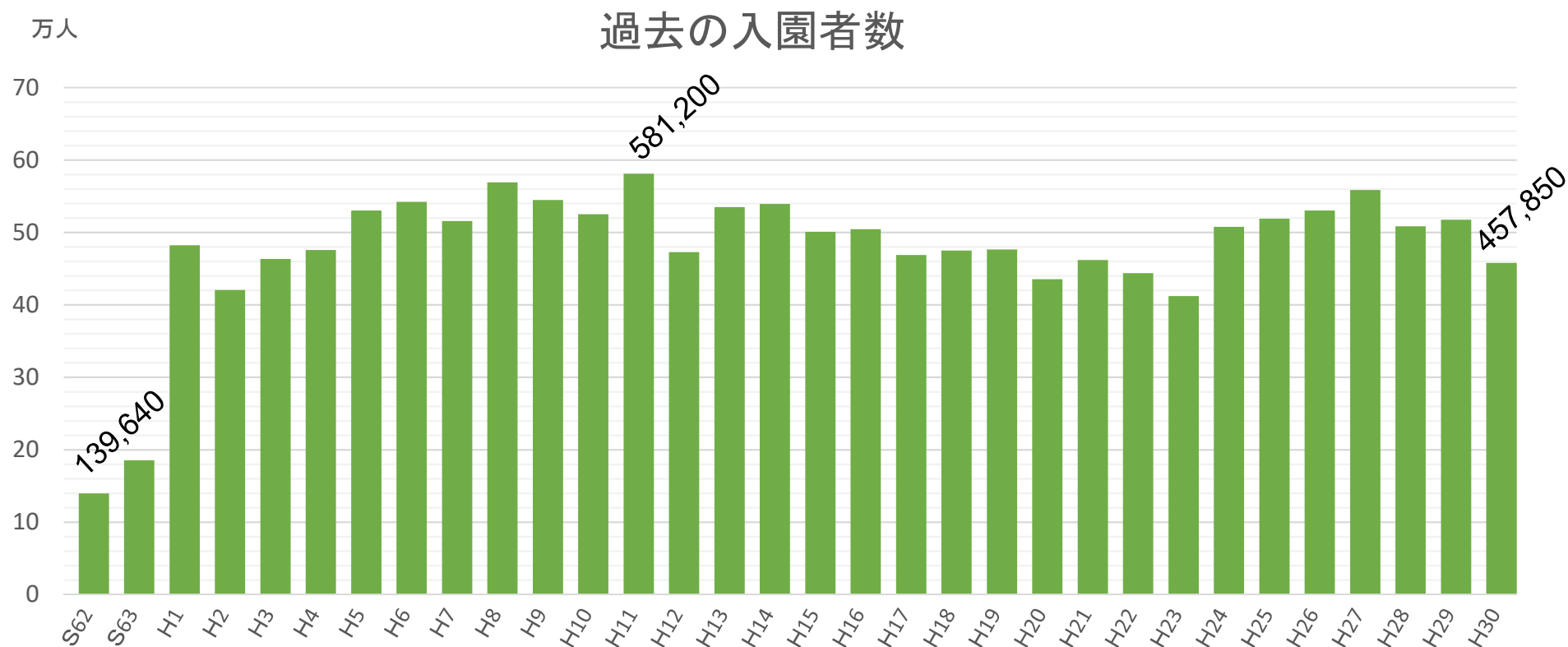
- (1) 協議会は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。
 - ① 開催の日時及び会場
 - ② 出席した委員の氏名
 - ③ 議事の内容
 - ④ その他協議会において必要と認める事項

赤穂海浜公園魅力アップ計画



- 1 赤穂海浜公園の問題点と課題
- 2 赤穂海浜公園魅力アップ計画検討会
- 3 目的、基本方針
- 4 整備に関するアクションプラン
- 5 管理運営に関するアクションプラン
- 6 今後の検討課題

1 赤穂海浜公園の問題点と課題（1）



○入園者数は、近年50万人程度で伸び悩んでいる

- H11年度 最大581,200人 ……NHK大河 元禄繚乱放映
- H30年度 50万人以下となる。（潮干狩り、海水浴場閉鎖の影響）

1 赤穂海浜公園の問題点と課題 (2)

問題点

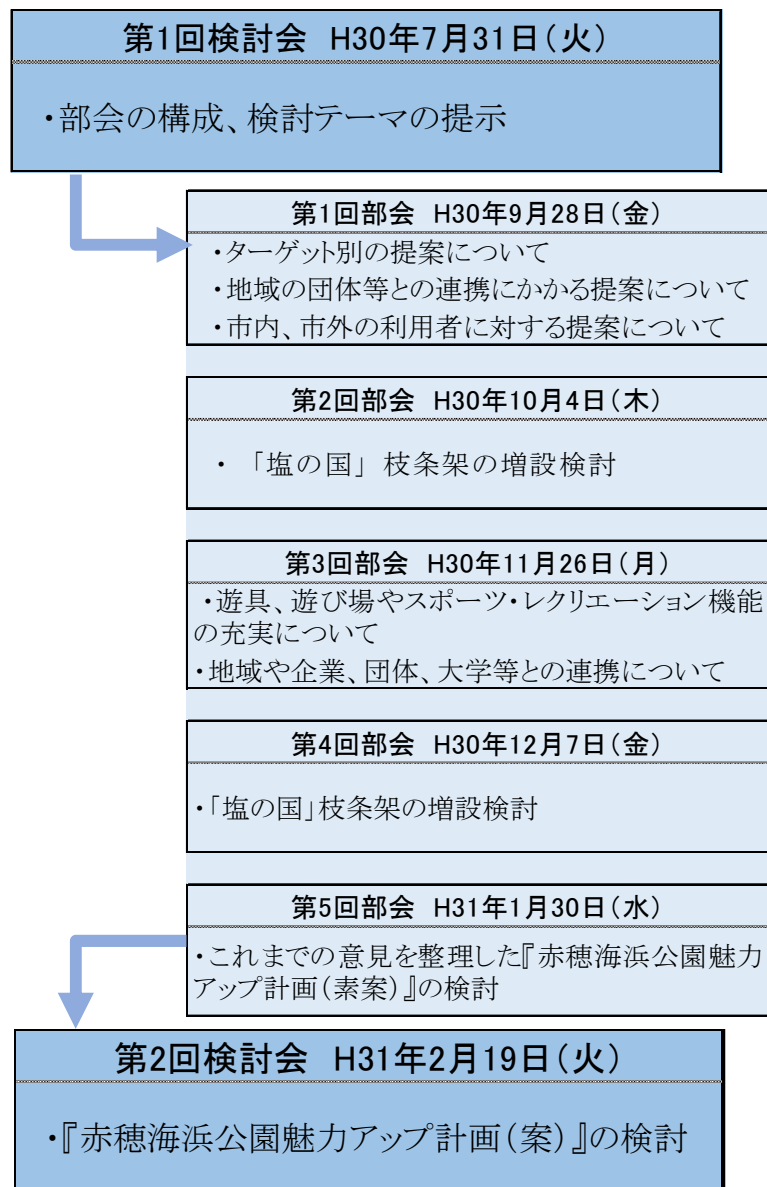
- 高齢化の進行や健康意識の高まりなど社会状況の変化による公園利用のニーズの変化
- 入園者数は、近年50万人程度で伸び悩んでいる
- 開園から30年以上経過し、施設の老朽化が進行

課題

- 幼児から高齢者まで、世代を超えた交流を促す遊びやイベントの場として、安心してともに過ごせる公園づくり
- 地域の団体や学校、民間事業者など、多くの方々が公園に関わり、公園を舞台とした参画と協働を通じて公園に親しみを持ち何度でも訪れたいくなるような公園づくり
- 老朽化施設の更新や補修等の計画的な実施と、必要などころでは新たな施設整備や施設改良をすすめる

2 赤穂海浜公園魅力アップ計画 検討会

■ 開催状況



■ 魅力アップ計画検討会構成員

区分	所属等	氏名	備考
学識者	兵庫県立大学 教授	赤澤 宏樹	座長
地域団体	御崎地区連合自治会 会長	亀井 義明	
	尾崎地区連合自治会 会長	目木 敏明	
	地域活動連絡協議会 会長	岩崎 由美子	
	赤穂観光協会 事務局長	安田 哲	
	赤穂市漁業協同組合 参事	平田 一典	
公園運営関係 (指定管理者)	(公財)兵庫県園芸・公園協会総務部長	前田 憲輝	
	赤穂海浜公園管理事務所 所長	高田 直隆	
行政機関 (赤穂市)	建設経済部地域活性化推進担当部長	西浦 万次	
	教育委員会事務局 教育次長	永石 一彦	
行政機関 (兵庫県)	県土整備部まちづくり局公園緑地課課長	宮崎 貴久	
	西播磨県民局県民交流室 参事	西村 拓也	
	西播磨県民局光都土木事務所 所長	高谷 和彦	

3 赤穂海浜公園魅力アップ計画 目的・基本方針

目的

公園利用者のニーズに対応し、本公園の魅力アップに繋がる既存施設の有効活用策や園内施設の新たな利用方法を提案し、これを推進することでさらなる利用促進と集客増を図ること

基本方針

- 1 子供を育み、3世代が楽しめる公園づくり
- 2 多様な主体の参画と協働で進める公園づくり
- 3 公園資源を活かし、地域の活性化をもたらす公園づくり



基本方針を進めるための魅力アップ計画アクションプランを作成

(具体的な計画内容とスケジュールを示す)

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 整備に関わる取り組み | (期間：R1～R3で整備) |
| (2) 管理運営に関わる取り組み | (特に期間を定めず段階的に実施) |

4 魅力アップ計画 整備に関するアクションプラン(1)

■ 整備に関する取り組み

内 容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度 ～	主体で進める機関		
					県	指	市
(1) 年代ターゲットを考慮した遊び場の整備							
・未就園児向け遊び場の整備		■	■		■		
・芝生の山の整備	■				■		
・既存の木製遊具の老朽化対策・更新	■	■	■	■	■		
(2) 水遊びができる環境の充実							
・水遊び場の整備		■	■		■		
・風のプロムナードの清掃等	■	■	■	■	■		
(3) 休憩所やベンチの増設	■	■			■		
(4) サイン、路面標示等の充実による健康運動の促進		■			■		
(5) 電源、水道等のインフラの整備		■	■		■		
(6) 塩の国における施設の老朽化対策や維持修繕	■	■	■	■	■		■

4 魅力アップ計画 整備に関するアクションプラン(2)

AP1-(1) 年代ターゲットを考慮した遊び場の整備



朱就園児向け遊び場の整備



芝生の山の整備



芝生山の工事進捗状況(R2.3.11)

AP1-(2) 水遊びができる環境の充実



水遊び場の整備

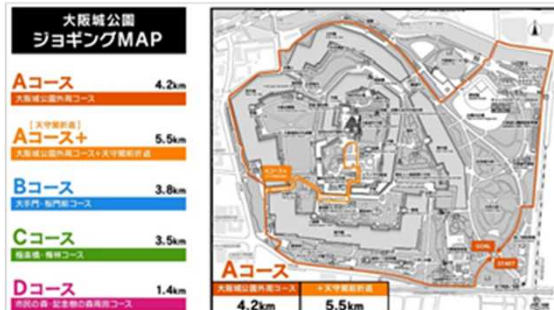
AP1-(3) 休憩所やベンチの増設



休憩所

12月 工事着手
3月末 工事完成予定
芝生の養生期間をとり
秋から滑り台として利用開始

AP1-(4)健康運動の促進



距離標・サイン設置

5 魅力アップ計画 管理運営に関するアクションプラン(1)

■ 管理運営に関わる取り組み

内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度 ～	主体で進める機関			
					県	指	市	民
(1) 多様な主体との連携の仕組みづくり、場づくり				■ ■				
(2) 広報、情報発信の強化				■ ■				
(3) 地域や企業・団体、大学等との連携の強化				■ ■				
(4) 「塩の国」の活性化				■ ■				

管理運営の取り組みについては、とくに期間を定めずに兵庫県と指定管理者、赤穂市、地域団体や企業等が協力・連携し、段階的に実現を図ることとする。

5 魅力アップ計画 管理運営に関するアクションプラン(2)

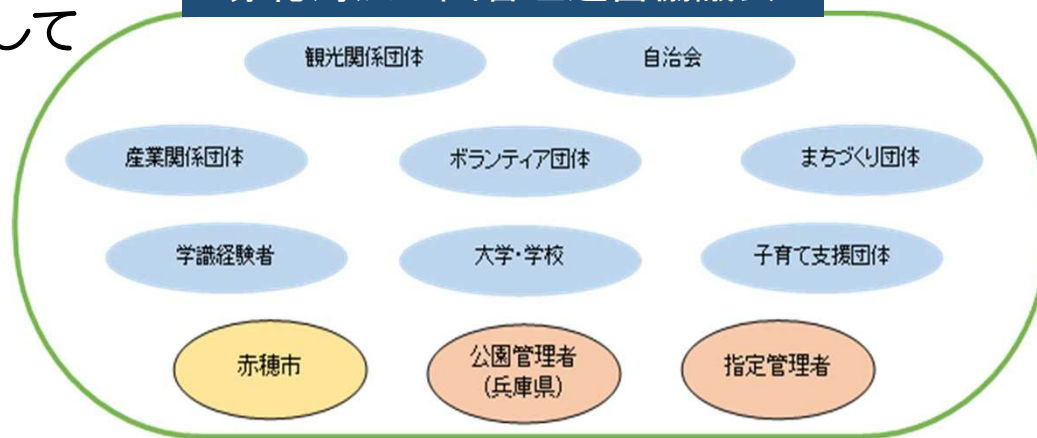
AP2-(1) 多様な主体との連携の仕組みづくり、場づくり

赤穂海浜公園の管理運営のあり方等について、協議するための仕組み、場として**管理運営協議会を設置**する。

協議会のテーマ

- ・多様な主体が公園施設を利用してイベント等を行うためのルールづくり
- ・イベント等の誘致方策等

赤穂海浜公園管理運営協議会

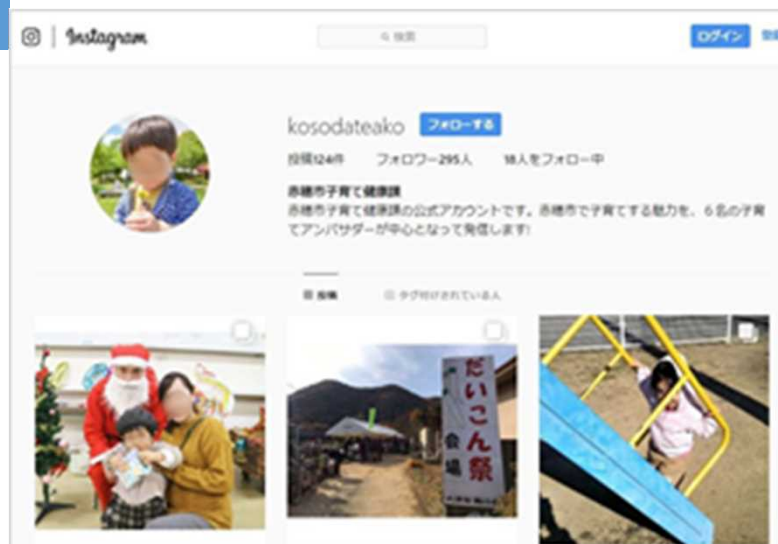


AP2-(2) 広報、情報発信の強化

内容やターゲットを精査し、多様な広報媒体、広報手段を適切に組み合わせ、公園の魅力を発信していく。

SNSを利用した例

主要なターゲットとして、姫路を含めた西播磨～備前地域の子育て世代を意識し、動画やSNS等を通じた情報発信例。赤穂子育てアンバサダーと連携。



5 魅力アップ計画 管理運営に関するアクションプラン(3)

AP2-(3) 地域や企業・団体、大学等との連携の強化

公園の持つ資源などを活用するため、多様な主体が公園に目を向け、活動の場として利用してもらえるよう、受け入れ体制を整備するとともに、幅広い団体との連携を強化する。

連携先(例)	想定される活動内容(例)
地域の自治会、高齢者大学	昔遊び体験、自然体験等のイベントや教室
教育・医療・福祉などに関わる大学や専門学校	子どもたちへの遊び教室、大人向けの健康教室
赤穂市漁協	公園と唐船サンビーチの一体的な広報、海の幸の朝市
近隣の学校等	環境学習の要素を取り入れたビーチ清掃活動
赤穂観光協会、赤穂商工会議所	地域の生産者や商業者の方の事業活動の場としての公園活用(公園繁忙期の店舗出店)
アウトドアイベントを開催している企業	広域的な集客イベント、スポーツ大会



市民の夕べ



唐船サンビーチでの潮干狩り



5 魅力アップ計画 管理運営に関するアクションプラン(4)

AP2-(4)「塩の国」の活性化

塩づくりが見学、体験できる、県内や近隣府県には例がない特徴的な施設を活用

日本遺産 「日本第一」の塩を産したまち播州赤穂のPR

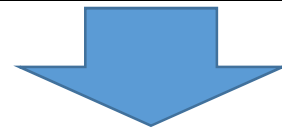
- 日本遺産と連携した観光プログラムの作成
- 塩の国を活かした見学・体験プログラムの開発



6 魅力アップ計画 今後の検討課題

魅力アップ計画には反映しないが、さらなる魅力アップに向けた取り組みを進めるため今後、調査や検討が必要な課題

内 容	主体となって進める機関			
	県	指	市	民
(1) 県民の森の活用検討				
(2) 飲食・物販等のサービスに関する検討				
(3) 塩の国における流下式塩田施設の更新等の検討				
(4) 駐車料金の見直し、開園時間の延長に関する検討				
(5) わくわくランドのあり方に関する検討				



管理運営協議会等で検討

協議会で扱う検討事項案とスケジュール

■魅力アップ計画アクションプラン(整備に関わる取り組み)

項目	課題等	期間	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度～	検討主体
(1) 年代ターゲットを考慮した遊び場の整備	未就学児を対象とした遊び場の整備	R2～	未就園児向け遊び場の整備		○	—		県・指定管理者
		R1	芝生の山の整備	○	—			県・指定管理者
		R1～	既存の木製遊具の老朽化対策・更新		○	—		県・指定管理者
(2) 水遊びができる環境の充実	子ども向けの水遊び場等の設置	R2	水遊び場の整備		○	—		県・指定管理者
		R1～	風のブロムナードの清掃等	○	—			県・指定管理者
(3) 休憩所やベンチの増設	休憩所や樹林下のベンチ等を設置	R1	休憩所やベンチの増設		○	—		県・指定管理者
(4) サイン、路面標示等の充実による健康運動の促進	路面表示板等の設置	R2	サイン、路面標示等の充実による健康運動の促進		○	—		県・指定管理者
(5) 電源、水道等のインフラの整備	電源、水道等のインフラの整備	R2	電源、水道等のインフラの整備		○	—		県・指定管理者
(6) 塩の国における施設の老朽化対策や維持修繕	塩の国における施設の老朽化対策や維持修繕	R2	塩の国における施設の老朽化対策や維持修繕		○	—		県・市

○ 施設整備にかかる計画や工事は県が行う。スケジュールはあくまで予定であり、予算措置状況により変動する。

○ 協議会で整備状況について随時報告する。整備時のちょっとしたアイデアや整備後の様々な利用の仕方などについて意見を伺うことがある。

■魅力アップ計画アクションプラン(管理運営に関わる取り組み)

■ 当面の協議会における検討事項

項目	課題等	期間	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度～	検討主体
(1) 多様な主体との連携の仕組みづくり	管理運営協議会の設置	R1	協議会の設置	3月 協議会設置	○	—		県
	毎年定期的な開催	R2～	運営協議会の継続実施		○	—		県・指定管理者
(2) 広報、情報発信の強化	多様な手法や関連機関等々と連携した広報	R2	他機関と連携した広報の実施		○	—		県・指定管理者
	①現状の評価と課題抽出 ②効果検証、検証方法の検討	R2	効果的な広報・周知方法、他機関等の連携方法の検討		○	—		県・指定管理者
(3) 地域や企業・団体大学等との連携の強化	公園利用の手続きや利用ルールが周知されていない (イベント募集案内の検討)	R1	募集案内チラシ、利用ルールの見直し	3月 募集チラシの作成	○	—		県 指定管理者 市民 民間企業
	イベント募集の実施	R2	イベント募集		○	—		
	イベント募集の広報・周知方法	R2	効果的な広報や周知方法の検討		○	—		
	イベント募集実施の評価	R2	実施上の新たな課題等の検討		○	—		
(4) 塩の国の活性化	塩の国のかん水を利用したPR	R1	かん水利用のルールづくり	11月 かん水利用覚書				市・県・企業
	観光プログラム作成	R2	塩の国を盛り込んだ日本遺産観光ルートの作成		○	—		市・県
	学習プログラム作成	R3	塩の国を盛り込んだ学習プログラム作成			○		市・県

■今後の検討課題（赤穂海浜公園の魅力アップのために引き続き調査や検討が必要な課題）

項目	課題等	期間	内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度～	検討主体	
(1) 県民の森の活用検討	県民の森の整備	R2～	専門家等による状態調査や伐採整備		○ 専門家の状態調査	伐採整備		県・指定管理者	
	県民の森の活用方策の検討	R3～	自然観察会やプレーパーク等での活用促進		連携団体の模索	○			
(2) 飲食・物販等のサービスに関する検討	飲食・物販		繁忙期のキッチンカー等による仮設店舗の出店		電源や水道等のインフラ整備		○	県・指定管理者	
	民間活力の導入		民間事業者による出店				○	市民・民間企業	
(3) 塩の国における流下式塩田施設（枝条架）の更新・再整備の検討	施設の更新	実施中	インフラメンテ計画等に基づき実施	H29枝条架更新	R2～茅葺屋根更新予定			県	
	枝条架の増設等	—	かん水の需要や施設の稼働状況を見る					県・市	
(4) 駐車料金の見直し 開園時間の延長に関する検討	開園時間の延長等	—	早朝や夕方の需要の掘り起こし		ニーズ等の把握	○		県・指定管理者	
	駐車料金の検討	—	割引や無料化、再入場について		運営上の課題整理	○			
(5) わくわくランドのあり方に関する検討	既存施設の老朽化対策の進め方	—	赤穂海浜公園の中核施設として、中長期的な観点から施設更新も含めた今後のわくわくランドのあり方について検討	当面は早急に対策が必要なトイレや塩の国の茅葺き屋根の更新などを優先して実施					県・指定管理者
	利用者ニーズに応じた新たな施設設置の検討	—							

「魅力アップ計画」アクションプランで提言された、地域や企業・団体、大学との連携の強化の取り組み

1 「魅力アップ計画」アクションプランで提言された方策

(魅力アップ計画 p14 抜粋)

<考え方>

本公園では、現在も「市民の夕べ」やトライアスロン大会、マラソン大会、赤穂かきまつりなどで地域の様々な団体等に活用していただいておりますが、本公園が持つ資源やポテンシャルをより一層活用するため、多様な主体が本公園に目を向け、その活動の場としての可能性を見出し、イベント等に活用していただけるよう、公園側の受け入れ体制を整えるとともに、幅広い団体等との連携を強化します。

指：指定管理者 民：市民、民間事業者等	県	指	市	民
主体となって進める機関				
協力・連携して進める機関				

<計画内容>

- ◆園内の広場や野外ステージ等の団体利用やイベント等での利用について、利用ルールや利用申請手続き、使用料、注意事項などをHP等を通じてわかりやすく紹介します。
- ◆赤穂市内や近郊で子育て、環境学習、観光、地域振興などに取り組んでいる団体や、全国でアウトドアイベントを開催している企業等に対して、本公園の魅力をPRし、本公園を舞台とした主体的な活動の実施を働きかけます。これまでの本公園での実績や公園の資源等を踏まえて、とくに次のような団体等との連携を想定します。

連携先 (例)	想定される活動内容 (例)
地域の自治会、高齢者大学	昔遊び体験、自然体験等のイベントや教室
教育・医療・福祉などに関わる大学や専門学校	子どもたちへの遊び教室、大人向けの健康教室
赤穂市漁協	公園と唐船サンビーチの一体的な広報、海の幸の朝市
近隣の学校等	環境学習の要素を取り入れたビーチ清掃活動
赤穂観光協会、赤穂商工会議所	地域の生産者や事業者の方の事業活動の場としての公園活用 (公園繁忙期の店舗出店)
アウトドアイベントを開催している企業	広域的な集客イベント、スポーツ大会

2 提言を受けた新たな取り組み 【公園を活用したイベントを広く募集】

公園の持つポテンシャルを一層活用するため、多様な主体のニーズに対応し、連携していけるよう、赤穂海浜公園を活用した集客イベントや自主イベントを広く募集する。

3 現状の問題点 【手続きや利用ルールが周知されていない】

公園利用に関する手続きについては、以前から「行為許可申請書」、「占用許可申請書」があるが、これらの手続きを行えば、利用ルールの範囲である程度自由に利用できることが広く一般に周知されていない。

また、芝生広場や園路等をスポーツで利用する場合、公園使用料を9/10減免するルールがあるが、これもあまり周知されていない。

4 課題 【利用ルール等を広くわかりやすく周知する】

上記問題点を踏まえ、公園で実施可能なイベント事例を示すとともに、公園利用手続きや利用ルールについて一般に分かりやすく周知する。また、申請の受付窓口は現在、提出書類により光都土木事務所と赤穂海浜公園管理事務所で分かれているが、赤穂海浜公園管理事務所で一本化し、応募者への利便性向上を図る。

5 取り組みの具体策 【募集案内チラシを作成する】 資料6-1

利用事例や利用手続き等についてわかりやすく、広く周知するための募集チラシを作成しイベントを募集する。

公園を使っていろいろなことをしてみませんか？

公園でイベントを
主催したい！

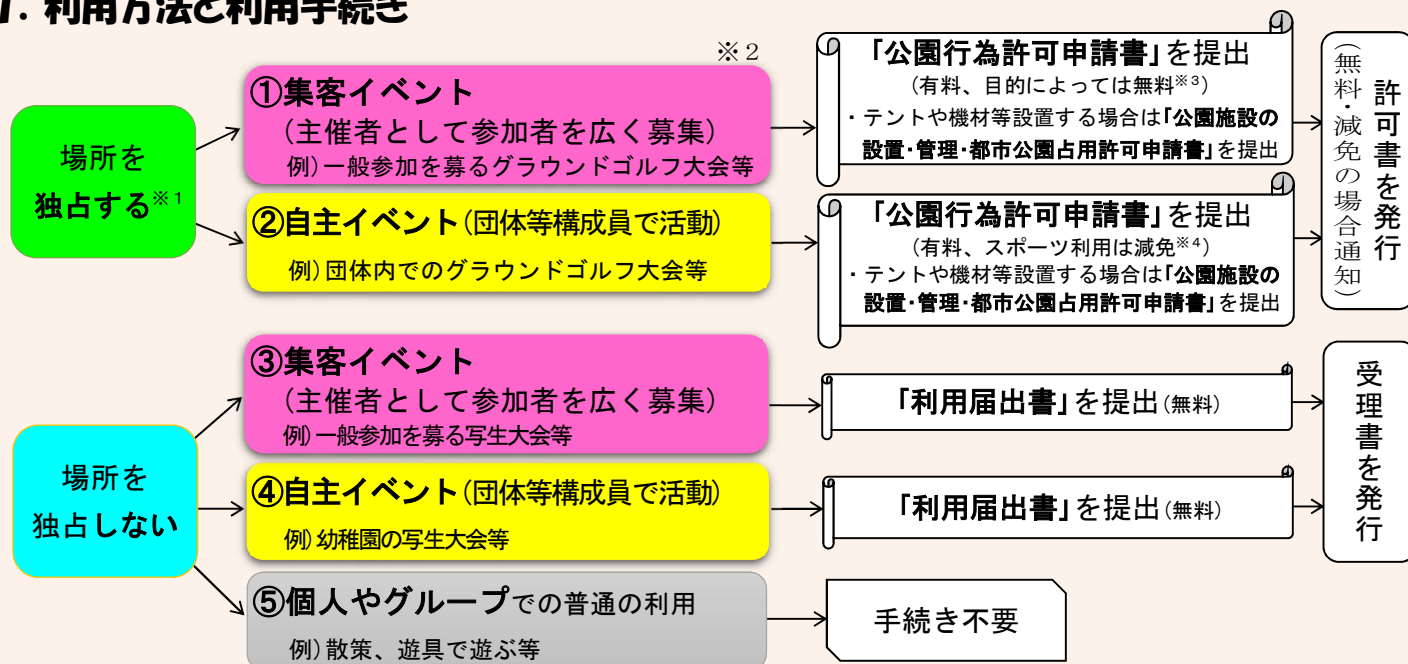
団体活動の場
として、使いたい！

赤穂海浜公園

集客イベント・自主イベントの募集！

- ・ 公園は不特定多数の人が自由に利用できるもので、通常は独占的な利用はできません。
- ・ ですが、赤穂海浜公園では届出や許可申請をすれば、場所を独占して、「集客するイベント」や「団体で活動するイベント」を実施することができます。
- ・ しかし、今は周知が十分でなく、そのような利用が限られています。
- ・ そこで、このたび、公園の持つポテンシャルを一層活用するため、手続きを分かりやすく周知して、「集客イベント」「自主イベント」を募集します。

1. 利用方法と利用手続き



※1 「場所を独占する」：一定の区域を相当な時間にわたり特定の目的を持って独占的に使用すること

※2 イベント：原則20名以上の参加者、構成員で実施するもの

※3 無料になる場合：自然啓発、福祉、文化芸術、スポーツ振興、子どもの健全育成等を目的とし、公園が共催できるイベントについては使用料・占用料が無料(申請受付後、管理事務所で判断します)

※4 減免になる場合：広場や園路でのスポーツ利用は、通常料金の1/10の料金で利用可(申請受付後、管理事務所で判断します)

(減免例：芝生広場でグラウンドゴルフ練習 100m×50mの場合、100m×50m×15円/m²・日×1/10=7500円/日)

公園との共催イベントについては、公園HP等で積極的にPRします。

2. 募集条件

- (1) 公園の利用ルールを守ること (URL:<http://www.hyogo-park.or.jp/akokaihin/contents/guide/rule.html>)
ただし、イベント利用の場合は、通常禁止している火気使用、物品の販売、スケートボード類、ラジコン類等を可能とする
- (2) 責任を持って、自律した活動（自ら企画・安全確保・運営ができる、財源がまかなえる）ができること
- (3) 赤穂海浜公園内のエリア（わくわくランド有料遊具施設、海洋科学館、塩の国、喫茶店、オートキャンプ場を除く）で行うこと
- (4) イベント実施は12月29日～1月1日の休園日を除く日の公園開園時間（9時から17時）内であること
ただし、「集客イベント」については実施時間の相談可能
- (5) 以下のイベントは禁止する
 - ア) 風紀を乱し、その他赤穂海浜公園の利用者に著しく迷惑をかけるイベント
 - イ) 赤穂海浜公園の利用を妨げるイベント
 - ウ) 公園管理上、不適切と判断するイベント
- (6) 書類の提出は利用予定日の6ヶ月前から可能で、30日前までに提出すること
(④の自主イベントの利用届出書は当日でも受付可能)
- (7) イベント内容や利用予定日時によっては、お断り、調整等をお願いする場合があります

3. イベントの例

以下のようなイベントが想定されますが、ほんの一例で、様々な可能性があります。

	場 所	イ ベ ント	ス ポ ー ツ	そ の 他
屋 外	テニスコート	・テニス大会		
	県民の森	・プレーパーク ・自然観察教室		
	広場	・ロハス ・フリーマーケット ・本の読み聞かせ	・グラウンドゴルフ ・スナックゴルフ	・映画撮影
	青空広場	・凧揚げ大会 ・ダンス教室	・ゲートボール ・ペタンク	・撮影会
	赤穂広場	・ヨガ教室 ・運動会	・バレーボール ・ラダーゲッター	・結婚式
	自由広場	・食イベント(朝市など)	・バトミントン	
	ステージ	・野外フェス ・よさこい祭り ・各種演奏会		・グループ発表会
	野外ステージ	・野外ライブ ・大道芸祭り		・音楽教室等の発表会
	太陽の丘ステージ	・野外コンサート・ダンス大会		
	赤湖・白湖	・ラジコン大会	・カヌー	・池干し
園路や公園全体	・マラソン大会 ・トライアスロン ・自転車競技	・スケートボード ・BMX	・鬼ごっこ ・宝探し	
	・ラジコン大会 ・健康教室(ウォーキング)		・飲食物販	
屋 内	管理事務所スペース	・華道教室 ・書道教室 ・語学教室		・グループ集会
	オートキャンプ場会議室	・自然科学教室 ・囲碁・将棋 ・絵画コンクール ・絵画教室 ・手芸教室 ・写真コンクール		・お茶会 ・飲食物販

4. イベント実施の申し込み

- ・用紙の入手方法 : 管理事務所、ホームページ(URL:)
- ・提出方法 : 管理事務所へ持参、郵送 …… 電話、メール、来園等による事前相談をお勧めします
- ・申請方法やイベント内容等のご相談は電話やメールでお気軽にお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先 : 赤穂海浜公園管理事務所 電話 : 0791-45-0800
〒678-015 赤穂市御崎1857-5 FAX : 0791-45-0183
Email: info_ako@hyogopark.com

赤穂海浜公園の利用促進に向けた利用ルールの見直し（案）

現在「公園内ではいけないこと」としている行為の一部について、イベント時には可能とするようルールを変更する。

公園内ではいけないこと	イベント時 可能とする項目	必要な手続き及び補足
公園施設の損傷、または汚損		
植栽の伐採、または採取		
土石の採取、その他の土地の形質の変更		
ペットの放し飼い		
犬の首輪を外す		
飼い主がペットのフンを放置する		
鳥獣魚類の捕獲、または殺傷		
園内の池での釣り		
園内でのたき火、バーベキュー、火気を使用した物販	○ バーベキューは不可 (オートキャンプ場を利用)	行為許可申請書の提出 ※場所の制限や器具の条件あり
はり紙、はり札、その他の広告物を許可なく掲示		
物品の販売、配布及び募金、署名活動	○	行為許可申請書または利用届出書の提出 ※既に物販や募金など許可した事例あり
立入り禁止区域内への立入り		
車両(単車・自転車含む)の乗り入れ (管理・許可車両を除く)	○	自転車のみ可 行為許可申請書または利用届出書の提出 ※別途一般の自転車利用については検討
その他公園管理上支障を及ぼす行為		
持ち込み禁止		
野球バット(木製・金属製)		
ゴルフクラブ		
キックボード(ブレーキのないもの)		
スケートボード類、ローラースケート類	○	行為許可申請書または利用届出書の提出 ※安全対策の実施条件、利用可能場所の限定あり
エアガン、モデルガン等		
ラジコン飛行機(ドローンを含む)		
ラジコン類	○	行為許可申請書または利用届出書の提出 ※安全対策の実施条件、利用可能場所の限定あり
その他危険物品、他の利用者に支障の恐れがある物品		

赤穂海浜公園イベント利用可能範囲

AUTO CAMP

オートキャンプエリア



ファミリーで密わらうオートキャンプ場



キャンプサイト

自然とのふれあいがあふれる、海沿いのキャンプ場です。



コテージ

MUSEUM

海洋に関する学習コーナーや展示があり、掘つくり体験もできます。夏の陣では、昔の陣田施設が再現されています。日曜日には毎朝の美演奏を行っています。



海の陣

SPORTS

下記の場合にて、無料で貸し出ししております。
 ● 公園管理事務所
 ● 海洋科学館
 ● オートキャンプ場
 ● 園内各所
 ※予約が必要で、貸出期間が異なります。



ゴルフコース (貸入人工芝)



あそびからスポーツまでわくわくランドでエンジョイ!

WANPAKU

わんぱくキッズエリアには、たくさんのおもちゃや遊具がそろっています。遊具やアスレチック遊具もたくさんあります。



アスレチック遊具 (アスレチック)



わんぱくキッズエリア

TRAIN

お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。



エヌハッチーランドトレイン



エヌハッチーランドトレイン

FOOD

お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。



お食事やお休憩にご利用ください。



お食事やお休憩にご利用ください。

AKU

わくわくランドは、高さ50mの大観覧車をしらべ、サイクルモレール、くるくるドーナツ等の大型遊具の他、盛り盛り自転車、動物ふれあい村などハラエティに富んだ遊戯施設があります。



タテホねねねねね



タテホねねねねね

TRAIN

お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。



エヌハッチーランドトレイン



エヌハッチーランドトレイン

TRAIN

お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。



エヌハッチーランドトレイン



エヌハッチーランドトレイン

TRAIN

お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。



エヌハッチーランドトレイン



エヌハッチーランドトレイン

TRAIN

お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。



エヌハッチーランドトレイン



エヌハッチーランドトレイン

公園エリア（ピンク以外はどこでも利用可）
 中の有料施設等についてはイベント利用できません

お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。

お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。

お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。お食事やお休憩にご利用ください。

様式第1号（第2条関係）

公園行為許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者住所 _____

申請者氏名 _____ (印)

TEL () -

担当者氏名 _____

次のとおり赤穂海浜公園において、 _____ をしたいので、許可の申請をします。

1 行おうとする目的			
2 行おうとする期間 または時間	年 月 日	時 分	から
	年 月 日	時 分	まで
3 行おうとする場所 または公園施設	赤穂海浜公園	4 行おうと する面積	m ²
5 行おうとする内容			
6 使用する機材等			
7 後始末の方法			
8 使用料			
9 その他			

備 考

- 1 行おうとする内容の項は、次の事項のほか、必要と思われる事項を記入してください。
 - (1) 商行為の場合は、販売品目及びその値段並びに入場料
 - (2) 協議会、集会等の場合は、主催者等の人数及び参加者または利用者の予定人数
 - (3) 写真または映画の撮影の場合は、使用目的、被写体、撮影枚数または時間
- 2 その他の項には、次の事項のほか、許可を受けようとするに当たって特に必要と思われる事項を記入してください。
 - (1) 他の法令に基づいて資格または許可等を必要とするときは、その名称並びにそれを受けた番号及び年月日
 - (2) 多数の人が利用すると予想される場合は、整理員等の配置計画
 - (3) 既に受けた許可を変更しようとするときは、既に受けた許可の番号及び年月日
- 3 添付図書
 - (1) 位置図、平面図、求積図その他
 - (2) 他の法令による許可等の写し
 - (3) 申請人が団体の場合は、その団体の定款または規約
 - (4) 計画書、予定プログラム等参考となる資料

施設又は占有物件の管理方法	
工事の実施方法	
占有の期間	許可の日から 年 月 日まで
工事の期間	許可の日から 年 月 日まで
公園の復旧方法	
特記事項	

添付図書

1. 新規または変更申請の場合 (各2部提出)
 - (1) 位置図、平面図、立面図(彩色)、求積図、損害賠償責任負担請書、現況カラー写真
 - (2) 他法令の許可が必要な場合は、その許可書の写し
 - (3) 申請人が団体の場合は、その団体の定款または規約
 - (4) 設計書、計画書、予定プログラム等参考になる資料
 - (5) 多数の人が利用されると予想される場合は、整理員等の配置計画書
 - (6) その他局長の必要と認めるもの

(注) 変更申請の場合は、前回許可書(写)及び変更理由書を必ず添付すること。
2. 継続申請の場合 (各2部提出)
 - (1) 位置図、平面図、前回許可書(写)
 - (2) その他局長の必要と認めるもの

記入上の注意

- (1) 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 変更申請の場合は、変更内容を新(黒字)旧(赤字)対照書きすること。
- (3) 申請に権利譲渡または地位承継を伴うときは、該当する申請区分を○で囲み、別紙様式に必要事項を記載して提出すること。
- (4) 施設または占有物件の管理方法の項には、次の事項のほか、必要と思われる事項を記入すること。
 - ・管理人員及び現場責任者名
 - ・商行為の場合には、販売品目及びその値段並びに入場料
 - ・共用日時
 - ・物品等の搬入及び搬出の方法
 - ・管理法令のある場合は、その名称
- (5) 工事实施の方法の項には、次の事項のほか、必要と思われる事項を記入すること。
 - ・工事施工者名及び現場責任者
 - ・資材等の搬入及び搬出の方法
 - ・公園利用者に対する安全対策

※ 代理人が手続を行う場合は委任状を添付してください。

公園利用届出書

年 月 日

団体名	
担当者名	
連絡先	住所 〒 TEL FAX メール

利用日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
利用場所	
内容 (催し物名称 ・目的等)	
利用人数	
雨天時	<input type="checkbox"/> 延期なし <input type="checkbox"/> 延期あり： 月 日()

備考欄	
-----	--

注意事項	来園の際は公園の有料駐車場に駐車してください。 火気の使用や自転車・バイクの乗り入れは禁止です。 公園の利用時間は午前9時から午後5時です。 他の公園利用者の迷惑にならないように注意してください。 ゴミはお持ち帰りください。
------	--